

# 診療・検査医療機関の指定について

令和2年11月から、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関を受診できる体制構築のため、**診療・検査医療機関の指定**を行っています。

診療・検査医療機関の指定を受けると・・・

## ① 診療報酬上の加算を算定できます

- 診療・検査医療機関の指定を受け、島根県のホームページで公表されると算定できる加算があります。

二類感染症患者入院診療加算（外来250点）※

重症化リスクの高いものに対する電話等による療養上の管理に係る点数（147点）※

外来感染対策向上加算（患者1人につき月1回6点）

※令和5年3月31日まで

## ② G-MISの代行入力を委託できます

- G-MISの新型コロナウイルス感染症に関する報告について、代行入力を依頼することができます。

※ご自身でWEB報告していたものを委託業者へFAXで報告する形に変更可能

## ③ 補助金の申請ができます

- クリーンパーティションや個人防護具などを対象とした県の補助金（新型コロナウイルス感染症対策設備体制整備）を申請することができます。

指定手続きを行う場合は、管轄の保健所（裏面へ記載）へご相談ください。

※松江市内の医療機関は松江市へご相談ください。

## 診療・検査医療機関の指定を受けるための主な施設要件

- 発熱患者等が他の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- 必要な検査体制が確保されていること。
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- 検査を行う場合には、島根県と行政検査の委託契約を締結していること。
- 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

※令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」より抜粋

指定手続きの詳細は、島根県のホームページでご案内しています。

島根県 コロナ 医療機関向け



または



※医療機関向けページ内から「■診療・検査医療機関の指定に関する手続きについて」のページへ進んでください。

### ○指定手続きに関する連絡先

	圏域	担当	電話番号	FAX番号
松江	松江市内	松江市健康部保健衛生課	0852-28-8285	0852-28-8118
	安来市内	松江保健所	0852-23-1317	0852-31-6694
	雲南	雲南保健所	0854-42-9644	0854-42-9654
	出雲	出雲保健所	0853-21-1185	0853-21-7428
	大田	県央保健所	0854-84-9807	0854-84-9819
	浜田	浜田保健所	0855-29-5556	0855-29-5562
	益田	益田保健所	0856-31-9552	0856-31-9568
	隠岐	隠岐保健所	08512-2-9714	08512-2-9716

### ○診療・検査医療機関の制度全般に関すること

- 島根県感染症対策室 感染症対策第二グループ ☎ 0852-22-6532

### ○行政検査の委託契約に関すること

- 松江市内の医療機関：松江市健康部保健衛生課 ☎ 0852-28-8285
- 上記以外の医療機関：島根県感染症対策室 感染症対策第一グループ ☎ 0852-22-5254

### ○G-MISの代行入力に関すること

- 島根県感染症対策室 感染症対策第一グループ ☎ 0852-22-6530